

(広報資料)



令和3年7月20日
京都市文化市民局
担当 共生社会推進室
TEL(075)366-0322

京都市、亀岡市及び長岡京市の連携による「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」の締結式の開催について

この度、京都市、亀岡市及び長岡京市は、『パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定』を締結します。これにより、8月1日からパートナーシップ宣誓制度の利用者が3市間で転居をしても、簡易な手続により、転出先の市から宣誓書受領証等を発行できるようにすることで、宣誓の効果を継続できるようになります。

また、この協定を契機に、3市間での連携・協力を進め、性的少数者の方々が安心して暮らし、働き、学べる環境づくりに、より一層取り組んでまいります。

※「京都市パートナーシップ宣誓制度」とは・・・

この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを、市長に宣誓し、市長が受領証等を交付するものです。

京都市は、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援しています。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定

2 協定の締結日

令和3年7月27日（火）

3 協定締結式について

- (1) 日 時 令和3年7月27日（火） 午後4時30分～午後5時00分
- (2) 場 所 京都市役所 北庁舎 第一応接室
- (3) 出席者 京都市長 門川 大作
亀岡市長 桂川 孝裕（オンライン出席）
長岡京市長 中小路 健吾（オンライン出席）
- (4) 次 第 1. 出席者紹介、協定の趣旨説明
2. 挨拶（3市長）
3. 協定の締結（協定書への署名、写真撮影）

4 協定内容について

(1) 都市間連携の開始日

令和3年8月1日（日）

(2) 協定による連携事項

＜パートナーシップ宣誓制度の相互連携＞

- ・ 転出元自治体への「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の返還手続が不要になります。
- ・ 転出先自治体への手続は、提出書類が一部省略でき、また、来庁せずに郵送で行うことができます。改めて宣誓をする必要はありません。

▼連携スキーム（例：亀岡市から転出し、京都市又は長岡京市に転入するケース）



＜パートナーシップ宣誓制度の枠を超えた連携＞

以下のとおり、3市間で連携し、パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上とあわせて、性の多様性の理解を広め、当事者の生きづらさの解消に取り組みます。

- ・ L G B T 関連施策、事業の情報共有
- ・ 当事者の居場所づくりの取組や講座案内などをホームページ上で紹介し、各都市の取組を相互に P R 等

【添付資料】

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書